

労働者の適切な賃金水準による賃金支払いの確認に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市川市が発注する建設工事における品質の確保並びに労働条件の向上により、将来にわたる労働者の確保・育成の推進を目的として、労働者の適切な賃金水準による賃金支払いの確認について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受注者 第3条に規定する契約を市と締結した者
- (2) 下請業者 下請その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から第3条に規定する契約に係る業務の一部について請け負った者
- (3) 請負労働者 自らが提供する労務の対価を得るために受注者又は下請業者との請負契約により第3条に規定する契約に従事するもので、次のいずれにも該当するものであって、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者と同視すべき者
 - ア 当該契約に係る業務に使用する資材の調達を自ら行わない者
 - イ 当該契約に係る業務に使用する建設機械その他の機械を持ち込まない者
- (4) 労働者 受注者又は下請業者に雇用され当該契約に従事する者及び請負労働者として当該契約に従事する者
- (5) 賃金 労働基準法第11条に規定する賃金及び請負労働者の収入

(対象とする契約)

第3条 労働者の適切な賃金水準による賃金支払いの確認を行う契約は、設計金額が3,000万円を越える建設工事において、市川市低入札価格調査制度に関する要綱第9条の規定により落札者を決定した契約とする。ただし、契約課長が、契約の内容、相手方等により、労働者の賃金支払いの確認を行う必要がないと認めるときは、この限りではない。

(入札参加者への周知)

第4条 この要領が適用される旨を、一般競争入札においては、公告文により周知するものとし、指名競争入札においては、指名通知により周知するものとする。

(労働者の賃金支払いの確認)

第5条 第3条による契約を締結する者は、当該契約締結までに、労働者の賃金支払い

の確認に関する誓約書（様式第1号）を市に提出するものとする。

- 2 受注者は、市が指定する期日までに労働者賃金支払報告書（様式第2号）を市に提出するものとする。
- 3 市は、労働者賃金支払報告書により確認を行い、疑義については、受注者に確認するものとする。受注者は、すみやかに下請業者に確認を行い、市に報告するものとする。また、市は更に確認が必要と判断した場合は、市川市発注工事に係る労働環境等の確認に関する試行要領に規定する労働条件審査（以下「労働条件審査」という。）を実施する社会保険労務士に情報を提供し、労働条件審査にあわせて審査を依頼することができる。
- 4 前号による労働条件審査においては、受注者及び下請業者は審査を実施する社会保険労務士に協力しなければならない。

（改善指導並びに競争参加資格停止基準の措置）

- 第6条 市は、この要領に規定する労働者の賃金支払いの確認及び労働条件審査の結果を踏まえ、必要と認める場合には、受注者に対して改善指導を行うものとする。
- 2 前項の規定による改善指導に従わない場合は、「市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準」に基づき、競争参加資格停止措置を講じることができるものとする。

（賃金水準）

- 第7条 この要領における賃金水準は、公共工事設計労務単価を基準とする。

（補足）

- 第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、契約課長が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の規定は、平成29年4月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

労働者の賃金支払いの確認に関する誓約書

平成 年 月 日

市 川 市 長

工 事 名 _____

上記の契約に当たり、労働者の適切な賃金水準による賃金支払いの確認に関する試行要領（以下「要領」という。）及び手引き並びに下記に規定する事項を遵守することを誓約します。

なお、要領の規定による措置については、一切の異議申立てをしないことを併せて誓約します。

記

- 1 労働者の適切な賃金水準による賃金支払いの確認（以下、「確認」という。）に協力します。
- 2 下請業者も確認の対象となることから、確認に関する誓約書（任意様式）を提出させ、写しを市川市に提出します。
- 3 確認における事務手続きについて、市川市と下請業者との調整を行います。
- 4 労働者賃金支払報告書及び資料を作成するほか、下請業者にも作成を指導し、取りまとめて提出します。なお、書類は適切に取扱うとともに、故意又は不注意による流出・紛失・漏えい等の事故を起こさないよう注意します。
- 5 確認の結果、市川市から改善指導を受けた場合は、それを尊重します。

住 所
商号又は名称
氏 名

印

